**放デイすろわ【火災時における予防と対応】**

避難訓練実施計画  
１)近隣住民と合同で、様々な火災状況を想定した訓練を実施する  
２)消火訓練を実施する（初期消火・消火器取扱いなど）  
３)通報訓練を実施する（消防署・近隣住民）  
４)避難経路の確認をする  
５)火災発生時における各職員の役割分担を確認する

保護者様への事前連絡

１)保護者へは、事前に緊急時における児童の対応及び避難先を周知する  
２)保護者から、毎年４月に携帯等の緊急時連絡先を聴取するとともに、緊急連絡先一覧の確認と訂正を行い、事業所において非常持ち出しができるようにする

施設設備の点検等  
１)出火元となりやすい電化製品・配線、配電盤等の正しい使用方法の習得及び正常に作動しているか点検する  
２)万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする  
３)避難経路に障がい物等がないことを常に確認する  
４)防火責任者を明示し、責任をもって日常の点検と整備をきちんとする  
５)児童指導員は、日常の療育環境を整備しておくとともに、日頃の療育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握する

火災発生時の手順

1. 発生時の基本的な流れ  
   火災発見 → 報告 → 通報連絡 → 避難誘導 → 初期消火
2. 活動中に火災が発生した場合  
   ①火災の発生を発見したら（第一発見者）大きな声で周りの職員に知らせる。  
   ②知らせを受けた職員は、速やかに管理者及び他の職員に火災の発生を知らせる。  
   ③第一発見者及び知らせを聞いた職員は、可能な限り初期消火に努める。  
   ④各職員は、管理者又は代理の指示に従い無駄なく的確な行動をする。  
   ⑤消防署への通報  
   ⑥子どもの避難誘導（子どもの人数の把握及び責任者への報告）  
   ⑦地域住民・関係機関への連絡  
   ⑧落ち着いて行動することを心がけ、子どもに動揺を与えないように努める  
   ⑨出火元・火のまわり・煙・風向き等を考えより安全な方向場所に避難する  
   ⑩安全な場所まで避難した後、保護者に連絡し、子どもの早めの帰宅を促す  
   ⑪翌日以降活動を行うことが困難な場合は、管理者より行政に連絡し今後の対応について相談する